

Cyber Port 利用促進・運用効率化実証事業
2次公募
公募要領

国土交通省港湾局
令和3年7月

内容

| | |
|---|----|
| I. 事業概要 | 1 |
| 1. 背景・目的 | 1 |
| 2. 実施スキーム | 2 |
| 3. 事業スケジュール | 2 |
| 4. 実証における実施・検証内容 | 3 |
| 4.1 データ連携の際の動作性検証・効果検証(全参加者が実施) | 3 |
| 4.2 Cyber Port の運用可能性検証・効果検証(全参加者が実施※) | 3 |
| 4.3 港湾物流に係る先導的な取組の提案と実施・効果検証(提案した参加者のみ) | 3 |
| 5. 実証における役割分担 | 4 |
| 6. 費用負担 | 5 |
| II. 応募要件 | 6 |
| III. 応募手続 | 7 |
| 1. 応募書類 | 7 |
| 2. 提出 | 8 |
| 2.1 応募書類の受付期間 | 8 |
| 2.2 応募書類の提出先 | 8 |
| 2.3 応募にあたっての留意事項 | 8 |
| 3. 問い合わせ | 8 |
| 4. 事前調整 | 9 |
| IV. 参加者の選定 | 10 |
| 1. 評価の視点 | 10 |
| 2. 選定方法と結果の通知 | 10 |
| V. その他 | 11 |
| 1. 選定後から検証までの流れ | 11 |
| 2. 情報の取り扱い等 | 11 |

I. 事業概要

1. 背景・目的

現状、民間事業者間の港湾物流手続においては、依然として約5割が紙、電話、メール等で行われており、紙やPDFの情報を電子化するための再入力作業や、情報や手続状況の電話問い合わせなど、非効率な作業が発生している。

こうした状況を踏まえ、内閣官房 IT 総合戦略室と国土交通省港湾局は、港湾物流手続等の電子化を図る港湾関連データ連携基盤「Cyber Port(サイバーポート)」(以下、「Cyber Port」という。)を令和2年末までに構築し、令和3年1月以降、数社の民間事業者の協力の下、Cyber Port と民間事業者の自社システム(以下、「物流業務システム」という。)をデータ連携させる API[※]連携機能及び Cyber Port が用意する直接入力画面(GUI[※])のテストを終え、令和3年4月から第一次運用を開始したところである。

他方、港湾物流手続には、様々な事業種別の民間事業者が多く携わり、かつ多様な手続パターンが存在するとともに、民間事業者毎に自社の物流業務システムを有している場合もあることから、Cyber Port とこれら物流業務システムとを API により連携させた際に、(i)手続パターン毎に関係事業者間でのデータ連携が可能か、(ii)Cyber Port が実務環境において円滑に利用できるか等について確認する必要がある。

また、Cyber Port のさらなる利用促進や機能改善方策の検討のため、Cyber Port の利用効果についても検証を行う必要がある。

さらに、Cyber Port の導入を契機とし、港湾物流に係る手続効率化や商慣習改善といった先導的な取組につながることも期待されることから、これらについても広く提案を募り、実施と効果検証を行うことが求められる。

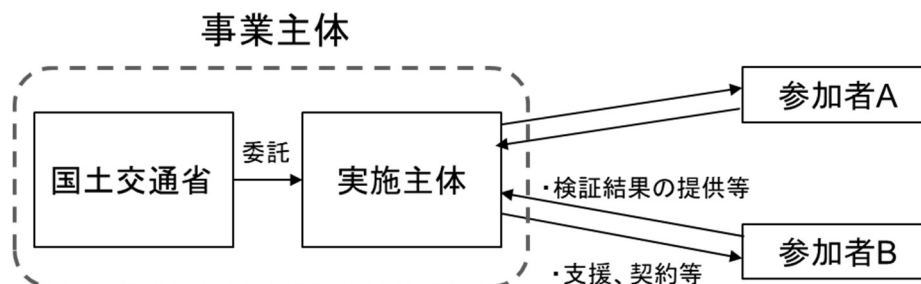
以上を踏まえ、国土交通省港湾局は、参加者を公募し、「Cyber Port 利用促進・運用効率化実証事業」(以下、本事業という。)を実施する。

※ API(Application Programming Interface) : データのやりとりを通じて他システムの情報や機能等を利用するための仕組み

※ GUI(Graphical User Interface) : 利用者がマウスやキーボード等で直接入力する仕組み

2. 実施スキーム

本事業では、応募者の応募内容を有識者委員会において評価し、評価内容を踏まえ、国土交通省が参加者を選定する。選定された参加者は、国土交通省の「港湾関連データ連携基盤の政策推進に係る課題検討業務」の受託者（以下、「実施主体」という。）の支援のもと本事業を実施する。また、参加者が本事業を実施するために拠出することとなる費用については、実施主体が、参加者との契約に基づき、その一部を負担することを予定している。



3. 事業スケジュール

本事業に係るスケジュールは、以下の通り予定している。ただし、実証の実施期間は、参加者と個別に調整の上、決定するものとする。

表1 本事業のスケジュール

| 時期 | 内容 |
|---------|-------------------|
| 7月26日 | 公募開始 |
| 随時 | 有識者委員会 |
| | 参加者の決定・公表 |
| | 参加者と実施主体間の契約・調整手続 |
| | 参加者のシステム改修 |
| ～令和4年2月 | 実証の実施 |

※ 本事業に係る予算の上限に達した場合、応募の受付を終了する。

4. 実証における実施・検証内容

Cyber Port と参加者の物流業務システムとを API 連携させ、以下に示す動作性等の検証を行うことを予定している。

4. 1 データ連携の際の動作性検証・効果検証(全参加者が実施)

(1) 動作性検証

テスト環境において、過去の実務データ(又は一部匿名加工した実務データ)等を用いて様々な手続パターンを再現し、手続パターン毎に関係事業者間で円滑にデータ連携できるか、後続業務においてデータ利活用ができるか等について検証する。

(2) 効果検証

動作性検証と並行し、Cyber Port を利用しない場合、利用した場合のそれぞれについて、港湾物流手続におけるデータの取得・再入力や書類の作成・送信等に要する時間を計測し、時間削減効果等を検証する。

※ 具体的な動作性検証及び効果検証の方法は、参加者選定後、事業主体から情報提供する。また、その他の効果検証事項については、参加者からの提案を募り、事業主体と調整の上、決定する。

4. 2 Cyber Port の運用可能性検証・効果検証(全参加者が実施※)

(1) 運用可能性検証

実務環境(現実の取引)において Cyber Port を利用し、実務レベルでの使い勝手等の運用可能性を検証する。

(2) 効果検証

効果検証事項については、参加者からの提案を募り、事業主体と調整の上、決定する。

※ 連携相手がいないなど、実施が困難な場合は個別に調整するものとする。

4. 3 港湾物流に係る先導的な取組の提案と実施・効果検証(提案した参加者のみ)

港湾物流に係る手続の効率化や商慣習の改善といった先導的な取組について、参加者が提案し、その効果を検証する。なお、実施内容及び検証方法については、事業主体と調整の上、決定する。

5. 実証における役割分担

事業主体と参加者の役割分担を以下の通りとする。

表2 実証における役割分担

| 段階 | 事業主体 | 参加者 |
|----|--|--|
| 選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募 ・応募に係る問い合わせ対応 ・参加者の選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・応募書類の作成 |
| 準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・参加者との個別調整 ※システムの改修に係る技術的支援、検証事項の調整等 ・見積書の精査 ・参加者との契約(実施主体) ・実証実施に向けた工程管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体との実証実施方法の調整 ・見積書の作成 ・実施主体との契約 ・物流業務システムの改修 |
| 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・検証作業に係る参加者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・4. 1 動作性検証の実施及び効果検証に係る計測(時間削減効果)等の実施 ☆4. 1 効果検証(その他検証事項)に係る計測等の実施 ・4. 2 運用可能性検証の実施 ☆4. 2 効果検証に係る計測等の実施 ☆4. 3 先導的な取組の実施及び効果検証に係る計測等の実施 |
| 検証 | <ul style="list-style-type: none"> ・検証の実施(情報分析、課題の整理) ・検証結果のとりまとめ | <ul style="list-style-type: none"> ・検証に必要な情報提供 |

※ ☆は、提案事項であり任意の内容

6. 費用負担

参加者に対して事業主体が負担する費用は、下表に例示するもののうち、国土交通省が認めるものとする。また、負担費用に関して実施主体と参加者との間で契約を締結し、本事業完了後に支払い手続を行うものとする。

表3 実証における費用負担の例示

| 段階 | 項目 | 内容 | 事業主体の負担割合 | (備考) (金額は税込価格) |
|-------|---|--|----------------------|-------------------|
| 準備 | Cyber Port と物流業務システムとの連携に必要な費用 | 要件定義に係る費用 | 4/5 以内 ^{※7} | |
| | | 設計費用 ^{※1} | | |
| | | 開発費用 ^{※2} | | |
| | | テスト費用 ^{※3} | | |
| | | 移行費用 ^{※4} | | |
| | その他 Cyber Port との連携に必要な費用 ^{※5} | | | |
| 実施・検証 | 各種検証の実施に必要な費用 | 各種検証の実施に必要な人件費 ^{※6} (効果検証に必要な計測及び事業主体に提供する情報作成等に必要な人件費を含む) | | (100万円以内) |

※1 システム改修に際し、開発に関する設計書の作成に要する費用

※2 システム改修に際し、システムのプログラミング、パラメータ設定等によるシステムの開発(単体テストを含む)に要する費用

※3 システム改修に際し、開発するシステムの結合テスト、総合テスト及び受入テストに要する費用

※4 システム改修に際し、システム移行及びデータ移行に要する費用

※5 物流業務システム自体の新規調達や、Cyber Port との連携以外の目的を含んだシステム改修に係る費用は対象としない。また、Cyber Port との連携のために生じるシステムの運用・保守に要する経常的な費用は対象としない。

※6 運用可能性検証など、参加者が実務環境(通常の業務)において実施する検証に要する人件費は対象としない。

※7 応募者多数につき、参加者から提出された見積額の総額が国土交通省が想定する予算額を超える場合には、応募内容に基づき優先順位をつけた上で負担費用を決定する。

II. 応募要件

応募者は、以下の(1)～(3)の要件を満たす者とする。

(1) 以下に示す①～③のいずれかに該当する者

① 国際海上コンテナ物流業務に携わる民間事業者(別紙1参照)

※ API連携での参加ができること

② 国際海上コンテナ物流業務に携わる民間事業者から構成される共同事業体

※ 共同事業体を構成する事業者のうち、最低1社はAPI連携で参加できること

③ 物流業務システムを開発する民間事業者^{*}であって、国際海上コンテナ物流業務に携わる民間事業者を本事業に参加させられる者

※ 令和3年3月時点で、商用として稼働実績を有する物流業務システムを、物流事業者に対し提供している民間事業者であること

(2) 本事業に対し、効果検証に必要な情報提供その他の協力ができること

(3) 本事業を令和4年2月までに完了できること

ただし、応募者及び応募者の関係者がイからトまでのいずれかに該当する場合は対象外となる。また、応募者の物流業務システムの改修を受注する者(以下「受注者」という。)が、イからへまでのいずれかに該当する場合も対象外となる(選定後に判明した場合も対象外となる)。

イ) 役員等(応募者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ) 役員等が、自己、自社若しくは有識者の不正の利益を図る目的又は有識者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ) 下請け契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト) 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、国が応募者に対して当該契約の解除を求め、応募者がこれに従わなかったとき。

III. 応募手続

1. 応募書類

以下の①、②の応募書類を提出すること。

表4 応募書類の内容

| 書類 | 項目 | 記載内容 【必須項目※1:○ 任意項目※2:☆】 |
|----------------|---------------------|--|
| ①申請書 (兼計画書) | 応募者情報 | ○ 応募者名、企業情報、事業種別(事業種別は別紙1参照) ○ ※複数の事業種別で応募の際はすべての事業種別を記載 ○ 応募者のコンテナ貨物に係る年間取引件数又は年間取扱貨物量 ※共同事業体の場合は、共同事業体内での合計値でもよい ☆ 共同事業体の構成員名、企業情報 ☆ 調整等が必要な関係者との調整状況 |
| | Cyber Port の利用目的 | ○ 現状の物流手続における課題、Cyber Port を利用する目的 ☆ 港湾物流に係る手続効率化や商慣習改善への寄与が期待される内容 |
| | 実施内容 | ○ I. 4. 1の動作性検証・効果検証 ・Cyber Port と連携を予定する帳票名(帳票一覧は別紙2参照) ・動作性検証の実施方法 ☆ I. 4. 1の効果検証(時間削減効果の検証以外の提案がある場合のみ) ・効果検証事項と検証方法 ○ I. 4. 2の運用可能性検証 ☆ I. 4. 2効果検証に係る計測等の実施 ・効果検証事項と検証方法 ☆ I. 4. 3 の先導的な取組の提案と実施・効果検証 ・提案内容の実施方法 ・効果検証事項と検証方法 ・実施する上で想定される課題 |
| | 計画スケジュール | ○ 計画スケジュール ・準備期間(物流業務システム改修等) ・実施期間 |
| | 本事業後の 計画 | ○ 本事業終了後の計画(Cyber Port の継続意向の有無) |
| ②概算見積 書 | 費用負担を 求める事項 | ○ 概算見積書 ・Cyber Port と物流業務システムとの API 連携に必要なシステム改修費用 ・各種検証に必要な人件費 |

※1 応募書類への記載が必須であり、未記載の場合は選定対象外となる項目

※2 応募書類への記載は任意だが、選定時に評価対象となる項目

2. 提出

2.1 応募書類の受付期間

令和3年7月26日(月)～本事業に係る予算の上限に達し次第終了

2.2 応募書類の提出先

応募書類は、電子メールにより提出すること。メール件名を「【Cyber Port 利用促進・運用効率化実証事業】 応募書類の提出」と記載の上、連絡先(会社名(共同事業体の場合、代表者名)、部署名、氏名、E メールアドレス、電話番号)を本文に明記し、応募書類の電子ファイルを添付すること。添付ファイルサイズを 10MB 以内に収めること。持参、郵送、ファクシミリによるものは受け付けない。

提出先:国土交通省港湾局計画課企画室

E-mail: hqt-cyberport@mlit.go.jp

なお、応募内容に不明点等がある場合、必要に応じて、応募者へのヒアリングを実施する場合がある。

2.3 応募にあたっての留意事項

- 応募書類の作成、提出に要する全ての費用は、応募者の負担とする。
- 物流業務システムの改修、本実証の実施は、参加者の責任で行うこと。本実証の実施に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、参加者がその費用を負担すること。
- なお、Cyber Port の概要及び連携に係る仕様については、Cyber Port のポータルサイトから入手可能であるため、応募書類の作成にあたって参照すること。

ポータルサイト URL: <https://www.cyber-port.net>

3. 問い合わせ

本事業に関し、問い合わせを随時受け付ける。電子メールの場合は、件名を「【Cyber Port 利用促進・運用効率化実証事業】 問い合わせ」と記載の上、質問事項、連絡先(会社名(共同事業体の場合、代表者名)、部署名、氏名、メールアドレス、電話番号)を本文に明記すること。質問事項と回答については、メールで回答することを基本するが、後日、個別企業名は伏せた上でホームページ上で公開する。

提出先:国土交通省港湾局計画課企画室

E-mail: hqt-cyberport@mlit.go.jp

4. 事前調整

本事業への応募にあたり、Cyber Port と連携する帳票及び検証事項についての調整を、随時、個別に受け付ける。電子メールの場合は、件名を「【Cyber Port 利用促進・運用効率化実証事業】事前調整」と記載の上、事前調整の内容、連絡先(会社名、(共同事業体の場合、代表者名)、部署名、氏名、メールアドレス、電話番号)を本文に明記すること。

提出先:国土交通省港湾局計画課企画室

E-mail: hqt-cyberport@mlit.go.jp

IV. 参加者の選定

1. 評価の視点

応募期間中に提出された応募内容に基づき、有識者等で構成される有識者委員会において、以下の視点に基づき総合的に評価する。

表5 応募内容の評価の視点

| 項目 | 評価の視点【応募書類上の必須項目：○ 評価対象項目(任意)：☆】 |
|-----|--|
| 具体性 | ○ 現状の物流手続における課題及び Cyber Port を利用する目的が具体的に記載されていること ○ I. 4. 1の動作性検証の実施方法が具体的に提示されていること ☆ I. 4. 1・I. 4. 2の効果検証事項と検証方法が具体的に提案されていること ☆ I. 4. 3の先導的な取組の提案について、課題の提示と改善提案内容及び効果検証事項と検証方法が具体的に提示されていること |
| 実効性 | ○ Cyber Port と物流業務システムとの API 連携により、業務の効率化が十分見込まれること ○ スケジュール設定が妥当であること ☆ Cyber Port を利用した港湾物流手続を実施することについて、共同事業体を編成している等、関係者間の合意がとれていること ☆ 先導的な取組の提案について、関係者(ステークホルダー)間の合意がとれていること |
| 継続性 | ○ Cyber Port を本事業後も継続利用する見込みがあること |
| 費用 | ○ 概算事業費が妥当であること |
| その他 | ○ 検証する物流手続の項目が多い(Cyber Port と連携する帳票数が多い)こと ☆ 共同事業体に参加する企業数が多いこと |

2. 選定方法と結果の通知

有識者委員会による応募内容の評価を踏まえ、国土交通省港湾局が参加者を選定する。選定結果は、各応募者に対し、メールにより連絡する。

V. その他

1. 選定後から検証までの流れ

- 選定された参加者は、Cyber Port の利用申請を行うとともに、事業主体との間で実証の実施方法や物流業務システムの改修内容等を個別に調整し、物流業務システムの改修費用の詳細見積書を作成の上、実施主体との間で契約を締結する。その後、物流業務システムを改修した上で、本実証を実施する。
- 事業主体が検証を実施するため、参加者は必要な情報提供に協力するとともに、検証の結果判明した課題及び改善策を報告するものとする。また、検証のため、別途アンケート調査やヒアリング調査の協力を依頼する可能性がある。

2. 情報の取り扱い等

- 選定された参加者名は、国土交通省 HP 等において公表することを予定している。
- 選定の理由については、原則公開しない。
- 本事業で得られた結果等については、港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会やサイバーポート推進 WG(港湾物流)において報告することを予定している。
- 本事業について広く一般に紹介するため、本事業で得られた結果等については、個別企業名は伏せた上で、国土交通省 HP、ポータルサイト、パンフレット等で紹介する可能性がある。
- 上記の情報開示に際し、応募書類に記載された内容等のうち、参加者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれがある部分については、参加者の申し出を踏まえ、非公開とすることがある。
- 選定されなかった応募者の応募書類に記載された内容等については、原則公開しない。

別紙1 応募者となりうる国際海上コンテナ物流業務に携わる民間事業者

| | |
|----------------------------|--|
| Cyber Port における 事業種別 | 応募者となりうる国際海上コンテナ物流業務に携わる民間事業者 |
| 外航船社 | 船舶運航事業者(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業を営む者) |
| | 船舶貸渡業者(海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業を営む者をいう。) |
| | 海運仲立業者(海上運送法第2条第8項に規定する海運仲立業を営む者をいう。) |
| 内航船社 | 内航海運業者(内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第2項に規定する内航海運業を営む者をいう。) |
| 船舶代理店 | 海運代理店業者(海上運送法第2条第9項に規定する海運代理店業を営む者をいう。) |
| 陸運業者 | 貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を営む者をいう。) |
| ターミナル オペレータ | 港湾運送事業者(港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業及び同条第4項に規定する港湾以外の港湾において行われる当該事業に相当する事業を営む者をいう。) |
| | 港湾運送事業者を含む複数の者の出資により設立され、コンテナターミナル運営を行う者 |
| | コンテナターミナルを借り受けている者 |
| | 上記のいずれかと同等であると事業主体が認める者 |
| 海貨業者 | 港湾運送事業者(港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業及び同条第4項に規定する港湾以外の港湾において行われる当該事業に相当する事業を営む者をいう。) |
| 倉庫業者 | 倉庫業者(倉庫業法(昭和31年法律第121号)第2条第2項に規定する倉庫業を営む者をいう。) |
| 通関業者 | 通関業者(通関業法(昭和42年法律第122号)第2条第3号に規定する通関業者をいう。) |
| NVOCC フォワーダ | 貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を営む者をいう。) |
| 荷主 | 荷主(自らの事業に関する貨物の輸送について契約等により輸送の方法等を実質的に決定している者であり、貨物を引き渡す輸出人又は貨物を受け取る輸入人をいう。) |
| 届出荷送人 | 届出荷送人(特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示(平成28年国土交通省告示第720号)第6条第3項(危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示(平成28年国土交通省告示第721号)第5条の規定により準用する場合を含む。)に規定する荷送人等をいう。) |
| 登録確定事業者 | 登録確定事業者(特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示第2条第2項(危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示第1条の規定により準用する場合を含む。)に規定する登録確定事業者をいう。) |

別紙2 Cyber Port で取り扱う帳票一覧

【輸出】

| 帳票コード | 帳票名称 |
|-------|-----------------|
| UL010 | ブッキング依頼書 |
| UL020 | 危険物ブッキング依頼書 |
| UL030 | 危険物明細書 |
| UL040 | 船積依頼書(S/I) |
| UL050 | 船腹予約確認書 |
| UL060 | 空コンテナピックアップオーダー |
| UL070 | 運送依頼書 |
| UL080 | 機器受領書(EIR) |
| UL090 | コンテナ貨物搬入票 |
| UL100 | 商業送り状(I/V) |
| UL110 | 仮送り状 |
| UL120 | パッキングリスト(P/L) |
| UL130 | ドックレシート(D/R) |
| UL140 | コンテナ内積付書(CLP) |
| UL150 | 船荷証券(B/L) |
| UL160 | 海上運送状(ウェイビル) |
| UL170 | 複合運送証券 |
| UL180 | コンテナリスト |
| UL190 | バンニング作業依頼書 |
| UL200 | 積荷目録 |
| UL210 | プレート情報 |
| UL220 | 振込・振替明細帳票 |
| UL230 | 振込完了通知書 |
| UL240 | B/L番号通知書 |
| UL250 | 外航ブッキングリスト |
| UL260 | 内航ブッキングリスト |
| UL360 | 納品書 |
| UL440 | コンテナ確定重量報告書 |

【輸入】

| 帳票コード | 帳票名称 |
|-------|---------------|
| UL070 | 運送依頼書 |
| UL080 | 機器受領書(EIR) |
| UL100 | 商業送り状(I/V) |
| UL110 | 仮送り状 |
| UL120 | パッキングリスト(P/L) |
| UL150 | 船荷証券(B/L) |
| UL160 | 海上運送状(ウェイビル) |
| UL170 | 複合運送証券 |
| UL180 | コンテナリスト |
| UL200 | 積荷目録 |
| UL250 | 外航ブッキングリスト |
| UL260 | 内航ブッキングリスト |
| UL270 | 輸入指図書 |
| UL280 | 輸入貨物荷捌依頼書 |
| UL290 | 到着通知(A/N) |
| UL300 | 荷渡指図書 |
| UL310 | 荷渡指図書レス申込書 |
| UL320 | コンテナ貨物搬出票 |
| UL330 | CFS搬出票 |
| UL340 | 貨物輸送送り状 |
| UL350 | コンテナ貨物受領書 |
| UL360 | 納品書 |